

資 料 編

1. 用語集

板碑：供養塔として使用された石碑で、鎌倉時代や室町時代の多く作られた。筑波山周辺で産出された黒雲母片岩を加工した下総型、秩父産の緑泥片岩を加工した武蔵型などがある。

斎串：木を細長い板状に加工した古代の祭祀関連遺物。聖域を画する道具などとも考えられている。

駅家：律令によって東海道などの官道に整備された施設。30里(約16km)ごとに設置され、官人や文書の伝達のために宿・食事・人馬などを供した。

駅路：律令によって定められた官道で、都と国府などを結ぶ幹線道路。中央政府からの命令や国司からの報告を伝えるためなどに使用された。

菌院・花苑院：葉草や野菜、花などを栽培した施設。

形代：人や馬などを木や土などで作った模造品。現在の人の形を紙で作りに流す行為にも繋がる。

伽藍：寺院における主要建物群。金堂・塔・講堂・鐘楼・経蔵・僧坊などが含まれ、その配置は寺院の系譜などを示すものとも考えられている。

基壇：主に瓦葺きの建物や倉庫など、重量のある建物の基礎として構築され、薄く鞆いた土などを突き固める作業を何層にも行う版築技法が用いられた。上部に柱を建てる礎石が据え付けられ、周りは石や瓦などで化粧が施された。

経蔵：経典や書物を収めた施設。

郡家(郡衙)：律令時代における国の下の行政区分である郡(こおり)の役所。市川市は葛飾郡に含まれ、郡家(郡衙)は国府台の弘法寺の周辺とも考えられている。

講堂：僧が経典の講読や説教などの行事を行う建物。

国師・講師：国内の僧尼の監督や経典の講読、国家による祈祷などの儀式を行う僧で、国ごとに任命・派遣された。後に講師と呼ばれ、国分寺が建てられるまでは国衙周辺で執務を行っていたが、国分寺が建てられてからは国分寺内に移ったと考えられている。

国庁・国衙・国府：律令時代の国における行政機関の中心となる国司が政務や儀式などを行った政庁が国庁、その周辺に形成された実務を行った諸機関が国衙で、下総国の国衙は国府台のスポーツセンター周辺と推測されている。国府は国衙を中心に形成された地方都市と考えられる空間で、下総国の国府は最も広い時期で東西・南北とも3.5km程の範囲になると考えられている。

金堂：本尊を安置する仏殿で、寺院で最も重要な建物の一つ。荘厳な建物であったと考えられる。

鉄滓：鉄を生産する際に発生する不純物を含んだ鉄塊、あるいは鉄分を取り除いた後の残存物。

鐘楼：梵鐘を吊るし、時を告げる施設。北下遺跡では、梵鐘の鋳造遺構も確認されている。

礎石：建物の柱を支える石。

塔：仏舎利を祭る高層の建物で、金堂と共に国分寺で最も重要とされた建物の一つ。国分寺の多くは七重塔と推測される。

軒瓦：軒先に使われた瓦で、軒丸瓦と軒平瓦があり、蓮華文や唐草文、宝相華文などの装飾が施された。

博士館：国ごとに1名任命された国博士の館を示していると考えられ、「博士館」の文字が墨書された土器が須和田遺跡から出土している。

幡：荘厳具として使用された旗の総称で、寺院では儀礼などに用いられた。

宝相華文：隋代(6世紀後半～7世紀初め)の中国で考案された文様で、唐代や奈良時代(8世紀)に流行した。新羅では瓦の文様に用いることが流行したが、日本の国分寺でこの文様が使用されたのは下総国だけで、新羅との関わりが指摘されている。

2. 史跡の指定説明

①昭和42年（1967年）12月27日 新指定

下総国分寺跡は、国鉄総武線市川駅の東北方約1.9kmの地にあり、西北より東南にのびる台地の南端に位置する。その沿革はつまびらかでないが、創建以来いくたの変遷をたどり堂塔が退転したといわれ、従来、現国分寺境内付近にのこる数個の礎石や古瓦片等によって、往時のおもかけをうかがい得るにすぎなかった。昭和41年に実施された発掘調査によって、創建時の塔・金堂・講堂の掘込み築成基壇が発見され、伽藍中枢部の規模と配置が明らかとなった。その配置は、現国分寺本堂下に位置する金堂跡（東西31.5m、南北19m）が、西方約49mにある塔跡（方18m）とならび、講堂跡（東西26m、南北18m）は塔・金堂跡の北方約33mにある。国分寺として法隆寺式伽藍配置を有する遺跡であり、学術上価値が高い。

②平成14年（2002年）9月20日 追加指定

下総国分寺跡は、東京湾北岸の台地縁辺標高約20mに立地する。昭和41年の市川市史編纂事業に伴う発掘調査によって、現在の国分寺境内地において、金堂・講堂・塔の主要伽藍が把握されたことから、現国分寺境内を中心に史跡指定された。これと同じ時期に西側に隣接して国分尼寺跡も確認され、同時に史跡指定された。その後指定地北方の畑地に宅地造成等の開発事業が進んだため、平成元年度から5年度まで確認調査を実施した。その結果、寺域の西辺と北辺を区画する溝と寺域内の諸施設が確認され、国分寺の範囲がほぼ把握された。

平成13年度に既指定地の北東側に隣接する土地で集合住宅の建設に伴う発掘調査を実施したところ、溝に区画された大規模な掘立柱建物群が確認され、寺院の主要な施設と考えられたことから、この地区の保存を図った。また、これまでの調査で寺域を画する溝や掘立柱建物などの施設が確認されている寺域の北部と北側中央部を合せて指定し、保存を図るものである。

③平成22年（2010年）8月5日 追加指定・名称変更

下総国分寺跡は、東京湾北岸の通称国分台地の縁辺標高約20mに立地する。昭和41年の市川市史編纂事業に伴う発掘調査によって、現在の国分寺境内地において、8世紀後半に造営された金堂・講堂・塔の主要伽藍が把握されたことから、現国分寺境内を中心とした場所が、昭和42年に史跡に指定された。これと同じ時期に西側に隣接して国分尼寺跡も確認され、同時に史跡指定された。その後、平成元年度から5年度までの発掘調査により確認した寺域の西辺と北辺を区画する溝と寺域内の諸施設、平成13年度の既指定地北東側での発掘調査で確認した溝に区画された大規模な掘立柱建物群を、平成14年に追加指定している。

今回追加指定を行うのは、国分寺主要伽藍の東約200m、標高20mの国分台地の東側斜面地に位置する北下瓦窯跡である。平成16年に東京外かく環状道路建設に伴い財団法人千葉県教育振興財団が発掘調査を行ったところ、台地斜面部で国分寺創建期の瓦を焼成した登窯と平窯をそれぞれ一基ずつを確認した。これを受けて千葉県教育委員会は、本遺跡を下総国分寺に関連する重要な遺跡として現状保存することを決定し、その後、市川市教育委員会が遺跡の範囲確認調査を行った。

確認した二基の瓦窯跡は4.2mの間隔をもって並存し、いずれも焚口を斜面下方の南東方向に向けて築かれている。西側の窯跡は、燃烧室及び焚口部は削平されていたが、遺存していた焼成室から登窯と推定されている。焼成室の長さは5.2m、幅は最大で1.6mを測り、底面は階段状を呈する。煙道部は東側側壁の奥側に設けられ、側壁を0.7mほど掘りこんでいる。東側の窯跡は、ロストル式の平窯で、燃烧室と焼成室のみが遺存し、その現存長は3.6mである。燃烧室の内法は幅1.6mで、焼成室は2.0mを測り、両者の境に対して立てられた軟質砂岩は、分焰柱と考えられる。煙道は、焼成室奥壁中央及び両隅の3カ所に設けられている。また、これ以外では、瓦窯の周囲に関連する土坑2基などを確認している。

出土遺物は、対葉形宝相華文軒平瓦、六葉対葉形宝相華文軒丸瓦などの軒瓦をはじめ、多量の平瓦・丸瓦などである。これらの軒瓦の型式は、国分寺創建瓦の型式と共通することから、本瓦窯で国分寺創建瓦を焼成したことは確実である。

このように、北下瓦窯跡はその残存状況が良好であり、下総国分寺の創建時に瓦を供給した生産施設の在り方を具体的に示していることから、重要な価値を有している。よって、北下瓦窯跡を下総国分寺跡に追加指定するとともに、「下総国分寺跡 附北下瓦窯跡」と名称変更し、保護の万全を図ろうとするものである。

3. 下総国分寺跡周辺の航空写真



昭和19年



昭和32年



昭和54年



平成14年

4. 関連計画（文化関係部分抜粋）

1. 市川市総合計画 I&Iプラン21

「市川市総合計画」は、目指すべき将来都市像を定めた「基本構想」を頂点として、これを実現するための具体的な施策を定めた「基本計画」と基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めた「実施計画」により構成されている。現在は、第二次基本計画のもとで、第三次実施計画を推進している。

- ・基本構想（計画期間：概ね25年・平成13年度～平成37年度）
- ・第二次基本計画（計画期間：10年・平成23年度～平成32年度）
- ・第三次実施計画（計画期間：3年・平成29年度～平成31年度）

【基本構想】

- ・将来都市像
『ともに築く 自然とやさしさがあふれる文化のまち いちかわ』
- ・基本目標
 1. 真の豊かさを感じるまち
 2. 彩り豊かな文化と芸術のまち
 3. 安全で快適な魅力あるまち
 4. 人と自然が共生するまち
 5. 市民と行政がともに築くまち

1. 真の豊かさを感じるまち

・施策の方向

(3)生きがいを見いだす、いきいきとした生涯学習社会をつくります。

誰もが、楽しく心豊かに、それぞれのライフステージに応じた学習活動ができる環境の整備を進めます。

【第二次基本計画】

(大分類)

(1)生涯学習

(中分類)

(1)生涯を通して学び続けられる学習環境の実現

多様な学習ニーズに応えるサービスの充実を一層進めるとともに、図書館や博物館、公民館などの社会教育施設を情報の発信源や学びの拠点として有効に活用することで、誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習環境の実現を図ります。

また、学びの成果を誰もが発揮できる活動の場を構築することで、生涯学習で得た知識や成果を積極的に地域社会に活かせる機会や仕組みづくりを進めていきます。

さらに、市内に残る貴重な自然・風土・歴史・文化的資産を保護し、次世代に引き継いで行くため、それらを学習資源として活用していきます。

●部門計画名

- ・市川市教育振興基本計画（教育委員会）
- ・市川市生涯学習推進計画（生涯学習部）

2. 彩り豊かな文化と芸術を育むまち

・施策の方向

(2)文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かします。

文化的資産を後世に継承するため、整備・保存するとともに、広く発信し、まちの活性化に活かします。

地域の風俗・習慣や伝統芸能を保存、継承し、地域の活性化につなげます。

【第二次基本計画】

(大分類)

(1)文化的資産

(中分類)

(1)地域を彩る文化的資産の保全・活用

街回遊展や企画展を通じて、中山文化村などの街かどミュージアム施設、東山魁夷記念館、文学プラザ（現文学ミュージアム）の積極的PRと活用を図っていくとともに、文化的資産や伝統文化をまちの活性化に活かすための人材育成を行ないます。また、市民生活との係わりを一層深めるため、文化的資産や歴史的建造物を活用した事業を展開します。

●部門計画名

・市川市文化振興ビジョン（文化スポーツ部）

3. 安全で快適な魅力あるまち

・施策の方向

(3)自然、歴史、社会環境などを活かして、バランスのとれた魅力ある土地利用を図ります。

地域の生活・文化・産業・自然環境などの特性を活かした適切な土地の有効利用を図ります。

利便性や防災機能の向上のため、主要駅周辺における再開発や、既成市街地の再整備を図ります。

自然や文化的資産などを活用しながら、快適性、安全性などに配慮した景観の形成を進めます。

【第二次基本計画】

(大分類)

(2)景観

(中分類)

(1)「水と緑」・「歴史と文化」を生かした景観の形成

現存する良好な自然景観を大切にし、それらを結ぶ景観ネットワークづくりを進めることで、人々が交流し、水と緑にふれあえる場をつくとともに、そこに住む生き物が息する環境を大切にするような景観の形成を進めます。

また、寺社や文化施設などを中心とした風情ある個性的な街並み景観を保全するとともに、これらを物語性のあるネットワークで結び、歴史や文化を伝え、感じられるまちづくりを進めます。

●部門計画名

・市川市景観基本計画（街づくり部）

4. 人と自然が共生するまち

・施策の方向

(1)自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります。

貴重な自然環境や多様な生態系を保全するため、人と自然が共生できる仕組みとライフスタイルの確立を進めます。

市内に点在する斜面樹林や農地の緑、市街地の黒松など良好な緑地の保全、創造に努め、緑豊かな環境づくりを進めます。

本市の貴重な財産である湧水、川、海などの水環境を活かし、人々が気軽に親しめる水辺空間の保全、創造に取り組みます。

自然の中で営まれる農業や漁業の環境保全機能を活かしたまちづくりを進めます。

【第二次基本計画】

(大分類)

(1)自然環境

(中分類)

(2)自然とふれあえる機会づくり

地域の自然環境、生物多様性を確保していくためには、市民やNPO、民間事業者などとの関わりが欠かせないことから、広く地域の自然環境への関心と理解を高めるため、自然環境に関する情報提供や環境学習の機会づくりを進めます。また、市の各部門が連携し、公園、緑地、河川・水辺などにおいて環境学習の取り組みを推進します。

●部門計画名

・市川市環境基本計画（環境部）

(大分類)

(2)公園・緑地

(中分類)

(2)魅力ある公園の提供

歩いていける距離に人々が遊び場や安らぎの場を持てるよう、既存の公園の有効活用を図るとともに、適切な都市公園の配置を行ないます。また、動植物園や防災公園など、それぞれの公園の特色を活かし、ユニバーサルデザインに配慮した安全・安心な公園整備をすすめることなどにより、都市公園の魅力を高めていきます。

(4)水と緑のネットワークの形成

地域のシンボルとなる緑地や公園、歴史的、文化的資産を結ぶルートを設定して、案内サイン等の整備などにより、水と緑の回廊の取り組みを推進し、ウォーキングなど市民の心身の健康づくりの場を提供します。

●部門計画名

・市川しみどりの基本計画（水と緑の部）

・市川市景観基本計画（街づくり部）

・市川市都市計画マスタープラン（街づくり部）

2. 市川市教育振興基本計画（第2期：平成26年度～平成30年度）

市川市の教育が目指す姿を明らかにして、その実現に必要な施策を計画的・総合的に推進するもの。市川市教育委員会では、家庭・学校・地域の協力を得て、計画の実現を目指す。

・基本理念

『人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育』

・基本的方向

1. 子どもの姿

自分や他人を大切に、社会の中でたくましく生きていくことのできる子どもを育てる。

⇒5つの施策の方向

1-5 日本や郷土市川の歴史や文化を学び、国際社会の中で生きる力を育む→歴史や文化に関する教育の推進

3. 市川の教育の姿

教育環境の整備を図り、質の高い市川の教育を推進する。⇒5つの施策の方向

3-4生涯を通して学び続けられる学習環境を実現する。

(施策)

⑤文化財の保護と活用

市川市の自然・風土・歴史・文化的遺産を貴重な学習資源ととらえ、学校の体験学習や生涯学習など、幅広い教育活動に活用します。また、市内に残る貴重な文化財を未来の子どもに継承するため、市川市独自の文化財の指定規準を明確にし、自然・風土・歴史・文化的遺産の保護を図ります。

3. 市川市生涯学習推進計画（第四次：平成27年度～平成31年度）

市川市総合計画の理念、基本目標、施策の方向を踏まえたものであり、市川市教育振興基本計画の部門別計画として位置づけられるもの。

・基本目標

『生涯を通して学び続けられる学習環境の実現』

・重点課題

- ①多様化・高度化する学習ニーズへの対応
- ②学び合い、支え合い、高め合う環境づくり

・6つの方向性

(3)自然・風土・歴史・文化的資産の保護と活用

○市内に残る貴重な自然・風土・歴史・文化的資産を保護し次世代に引き継いで行くため、学習資源としての活用を推進

主な取り組み

- 1-5 史跡公有化事業
- 1-6 指定文化財維持管理事業
- 1-7 史跡整備保存事業

4. 市川市文化振興ビジョン（平成15年3月策定）

市川市の様々な文化資源を活用した取り組みを市民と事業者と市が連携しながらすすめ、「文化都市・市川」を実現するための道筋を明らかにするもの。

「市川市基本構想」を上位計画とし、2025（平成37）年度を目標年次とした市川市の文化振興を担う中長期的プラン。

・文化振興の目標

- 本市は、彩り豊かな文化と芸術を育む「文化都市」の実現をめざします。
- それは、都市としての質が高く、市民一人ひとりが市川に暮らすことに誇りと愛着を感じることでできる都市です。
- 「文化都市」の実現に向けて、地域の文化資源や文化活動の場の活用と整備を図るとともに、文化活動の支援や文化情報の発信、魅力を高め交流を深める街づくりなどを進めます。

・基本方針

1. 地域を彩る文化資源の保全活用

○文化財はもとより、市内各地で育まれてきた伝統文化や自然環境、歴史的資産などを保全するとともに、身近な地域における施設や人材、活動など様々な文化資源を発掘・再評価し、それらの積極的な活用を図ります。

(1)文化財等の保存・継承・活用

- 埋蔵文化財の発掘調査及び歴史的な価値の高い建築物等の文化財登録を進めるとともに、史跡等の文化財、地域の伝統文化、民俗文化等を計画的に保存・継承し、それらの活用を図ります。
- ・縄文時代以来の貴重な埋蔵文化財の発掘調査を進めるとともに、曾谷貝塚、下総国分尼寺跡等の史跡の公有地化を進め、それらを含む地域において自然環境も合わせた保存・活用を図り、歴史的な潤いのある環境整備を進めます。

5. 市川市景観基本計画（平成16年5月策定）

市川市の景観まちづくりの基本的な目標となるもので、多くの人々が共感し、誰もが心地よいと感じる将来の景観ビジョンを明確にし、市民と事業者と市が協働で総合的かつ体系的に景観まちづくりを実現化していくための計画。

・基本理念

『共感と継承』

だれもが「わがまち」の姿として誇りに思い、共感できる景観まちづくりをすすめ、これを継承していきます。

・基本目標

②歴史・文化を伝える、風情のある景観をつくります。

施策の基本的考え方

- ①寺社や文化施設を核とした歴史を伝える場（景観拠点）づくり
- ②歴史・文化的な資源を活かし、風情ある個性的なまち並みの景観形成
- ③歴史・文化的な資源を結ぶ物語性のあるネットワークづくり

・基本方針

- | | | |
|-----------|---|----------------------------|
| ①自然景観 | → | ①寺社の参道・旧街道などの沿道の景観まちづくり |
| ②歴史と文化の景観 | | ②歴史・文化的な建物や史跡等の保全と周辺景観との調和 |
| ③まち並み景観 | | ③歴史・文化的資源のネットワークづくり |
| | | ④歴史や文化の景観に対する関心の醸成と理解の促進 |

6. 市川市環境基本計画（第二次：平成24年3月策定 平成29年10月改訂）

市川市環境基本条例第9条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。

・基本目標

『みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ』

・基本理念

- ①自然が息づくまち
- ②地球にやさしいまち
- ③健やかに暮らせるまち
- ④資源を大切にすまち
- ⑤環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち

施策の分野

→(2)自然とのふれあいづくり → ア水や緑とのふれあいの場の確保

- | | |
|---------|-----------------------|
| 目標 | ・身近に自然を感じる公園等や水辺空間の創造 |
| 取り組みの方針 | ・緑豊かな魅力ある公園等を整備する。 |

7. 市川市みどりの基本計画（平成16年3月策定）

都市緑地保全法第2条の2に基づいて、緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に取り組む計画であり、貴重な緑地を保全し、潤いや安らぎのある新しい公園・緑地の整備に向けた基本的な方策を定めるもの。

・基本理念

人と緑とのかかわりを大切にする。

・緑の将来像

潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち

・基本方針

①生態系に配慮して地域の緑を守り活用します。

②魅力ある都市公園を創出します。

基本的な施策

→ (1)樹林地を守り活用する。 ⇒ ⑧寺社や文化財と一体となった緑の保全

・身近な寺社、文化財と一体となった樹木・樹林地を歴史と文化が学べる場として、保全、活用します。

8. 市川市都市計画マスタープラン（平成16年3月策定）

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して、都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるもの。

『市川市都市計画マスタープラン』は、「市川市総合計画」に示された将来都市像『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』を具体化していくための基本的な方針である。

・都市づくりの目標

①活力・住みやすさを持つバランスのとれた魅力ある都市づくり

②歴史・文化・自然を活かし潤いと安らぎのある都市づくり

〔「変化に富んだ地形」や、これまでの都市の変遷で培われてきた「歴史を偲ばせる寺社や街並み」と「先人達の活動による優れた芸術や文化」を活かしつつ、残された貴重な「水や緑の自然環境や歴史文化資源」と共生する美しい都市づくりを進めます。〕

③都市基盤が整い安心して暮らせる都市づくり

④都市活動や日常生活を支える交通環境の充実した快適な都市づくり

⑤市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

・全体構想

○歴史的・文化的資源の活用と都市空間の形成

1. 歴史や文化を活かした景観整備

・縄文から古墳時代を偲ばせる貝塚等の遺跡、中近世に建立された寺社等の歴史的・文化的資源を活かして、これらを回遊できる散歩道等の整備を図り、市民が身近に歴史や文化を感じることができる、人に誇れるまちづくりを進めます。

○市民・事業者との行政の協働による資源の保全や景観形成等の取組み

1. 歴史的・文化的資源や緑の保全

・市街地に点在する歴史的資源や文化的資源を共有の財産として、後世に引継ぎ、将来にわたりまちづくりに活かすために、維持策を検討し、保全に努めます。

地域別構想／北西部地域

○課題（歴史・環境・景観に関すること）

15. 貝塚や史跡等の貴重な歴史資源の保全と活用、資源のネットワーク形成

○地域づくりの方針

(1)地域資源の活用（歴史・文化資源の保全と活用）

・弘法寺や国分尼寺跡、及び曾谷貝塚等の歴史資源が集積する地区は、歴史・文化の拠点と位置付け、資源の保全に努めるとともに、広く情報を発信し、多くの人々が楽しめる場所として、観光面の活用を図ります。

(2)魅力ある景観の形成（景観形成の考え方）

・本地域の特徴である台地や谷津、真間山に代表される連続した斜面緑地を保全・育成するとともに、国分尼寺跡や弘法寺周辺の寺社等の文化財を関連づけて、自然と歴史・文化的資源を活用した景観づくりを進めます。

○将来像

緑と歴史・文化を活かした居住ゾーン

5. 市内の文化財

◇指定文化財

文化財は郷土の歴史と伝統を伝え、さらにこれからの文化を創造するうえでも一度失われたら二度と元に戻すことができない貴重な国民的財産である。市内に存在する文化財のうち現在、特に重要なものとして56件を国、県、市において指定している。(2018.3.27現在)

種別	区分	国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	絵画	2	2		4
	彫刻		1	2	3
	工芸	1	1	1	3
	書跡	3		1	4
	建造物	4		16	20
	考古・歴史資料			2	2
無形文化財			1		1
有形民俗文化財				1	1
無形民俗文化財				2	2
史跡		5	1	4	10
天然記念物	昆虫			2	2
	植物	1		3	4
計		16	6	34	56

種別	名称	管理者
国宝	りっしょうあんこくろん 立正安国論	法華経寺
	かんじんほんぞんしょう 観心本尊抄	法華経寺
重要文化財	ほけきょうじごじゅうのとう 法華経寺五重塔	法華経寺
	ほけきょうじほつげどう 法華経寺法華堂	法華経寺
	ほけきょうじしそくもん 法華経寺四足門	法華経寺
	ほけきょうじせしどう 法華経寺祖師堂	法華経寺
	けんほんちゃくしよくじゅうろくかんぞう 絹本著色十六羅漢像	法華経寺
	にちれんじひつひぶん 日蓮自筆遺文	法華経寺
	けんほんちゃくしよくにちれんしょうにんぞう 絹本著色日蓮聖人像	浄光院
	かたな(むめい だんかねなが) 刀(無銘 伝兼永)	個人
	ほりのうちかいづか 堀の内貝塚	市川市
	うばやまかいづか 姥山貝塚	市川市
史跡	しもふさこくぶんじあと つけたりきたしたかわらがまあと 下総国分寺跡 附北下瓦窯跡	国分寺・市川市ほか
	しもふさこくぶんにじあと 下総国分尼寺跡	市川市ほか
	そやかいづか 曾谷貝塚	市川市ほか
	せんほんいちちょう 千本公孫樹	葛飾八幡宮
有形文化財	ほんしょう(げんこうがねんざいめい) 梵鐘(元亨元年在銘)	葛飾八幡宮
	もくぞうしゃかによらい・たほうによらいごぞう 木造釈迦如来・多宝如来坐像附像内納入品	法華経寺
	けんほんちゃくしよくじゅうらせつによぞう 絹本著色十羅刹女像	浄光院
	しばたせしがれんくがく 柴田是真画連句額	白幡天神社
無形文化財	さどろ しきせいおりべりゅう 茶道 式正織部流	織部桔梗会
	すわだいせき 須和田遺跡	市川市
市	じょうやとう 常夜灯	市川市
	ずいしんもん 随神門	葛飾八幡宮
	かのうじょうてんおさいほせき・くようとう 狩野浄天夫妻墓石・供養塔	源心寺
	げんこうのいたび 元弘の板碑	泰福寺
	もくちょうにちれんごぞう 木彫日蓮坐像	唱行寺

種別	名称	管理者
有形文化財	くろもん 黒門	法華経寺
	ほんあみけぶんこつほ 本阿弥家分骨墓	法華経寺
	こうえつひつへんがく 光悦筆扇額	法華経寺
	あけどこふんせつかん 明戸古墳石棺	市川市
	じょうこうじにおうぞう 浄光寺二王像	浄光寺
	みょうこうじさんもん 妙好寺山門	妙好寺
	おがさわらまさのおふさいくようとう 小笠原政信夫妻供養塔	総寧寺
	こうしんごそうとう 庚申五層塔	白幡天神社
	ほんあみこうえつぶんこつほ 本阿弥光悦分骨墓	法華経寺
	ままさんようけんしょうひ 真間万葉顕彰碑	真間史跡保存会・ 亀井院・弘法寺
	おにたかいせきしゅつどいつかついぶつ 鬼高遺跡出土一括遺物	考古博物館
	たんじょうぶつ 誕生仏	考古博物館
	れいおうみおひ 鈴近江翁碑	亀井院
	わーとるやくせいろん ほんぎ 『ワートル薬性論』版木	歴史博物館
	とくがんじさんもん 徳願寺山門	徳願寺
	とくがんじしょうろう 徳願寺鐘楼	徳願寺
とくがんじきょうぞう 徳願寺経藏	徳願寺	
無形文化財	おびしゃ 御奉謝	御奉謝保存会
	こうのだいつじざり 国府台辻切り	国府台辻切り保存会
史跡	みのわだいいせき 美濃濃台遺跡 - B地点 -	市川市
	すわだいせき 須和田遺跡	市川市
	しもうさそうじゃあと 下総総社跡	市川市
	おにたかいせき 鬼高遺跡	日本毛織株式会社
天然記念物	ヒメアカネ	市川市
	ヒメマイトトンボ	市川市
	いざなぎじんじゃ 伊弉諾神社ハリギリ	伊弉諾神社
	あたごじんじゃ 愛宕神社イチョウ	愛宕神社
	ぜんしょうあん 禅照庵マキ	禅照庵

6. 市川市国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡保存活用計画策定検討会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により史跡に指定された下総国分寺跡附北下瓦窯跡（以下「史跡」という。）の保存活用計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、史跡の保存、管理及び活用等に関する意見の交換を行うことを目的として開催する市川市国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡保存活用計画策定検討会（以下「検討会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見交換事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 史跡の保存、管理及び活用の基本方針に関すること。
- (2) 史跡の整備構想に関すること。
- (3) 計画の策定に必要な情報の収集に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(出席者等)

第3条 検討会の出席者は、次に掲げる者とし、その合計人数は、おおむね8人とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 市川市文化財保護審議会委員
- (3) 史跡が所在する地域を代表する者

2 教育委員会は、必要と認めるときは、検討会を開催することができる。

3 教育委員会は、必要と認めるときは、関係者に対し検討会への出席を依頼することができる。

4 検討会の出席者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(検討会の進行)

第4条 検討会は、出席者の中から互選された座長が進行するものとする。

(報償金)

第5条 教育委員会は、第3条第1項に規定する検討会の出席者に対し、報償金として日額9,100円を支給する。

(身分)

第6条 検討会の出席者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を有する者ではない。

(事務)

第7条 検討会の運営に関する事務は、生涯学習部考古博物館において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月12日から施行する。

7. 市川市国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡保存活用計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により史跡に指定された下総国分寺跡附北下瓦窯跡(以下「史跡」という。)の保存活用計画(以下「計画」という。)を策定するため、市川市国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡保存活用計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 史跡の保存、管理及び活用の基本方針に関すること。
- (2) 史跡の整備構想に関すること。
- (3) 計画の策定に必要な情報の収集に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、生涯学習部次長及び生涯学習部考古博物館長並びに別表に掲げる課等の長が当該課等の職員のうちから指名したものをもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 検討委員会に会長及び副会長各1人を置き、会長は生涯学習部次長を、副会長は生涯学習部考古博物館長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に第2条各号に掲げる事項について識見を有する職員を出席させ、その意見を求めることができる。

(事務)

第6条 検討委員会の事務は、生涯学習部考古博物館において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月12日から施行する。